

鈴鹿市告示第148号

送達を受けるべき者の住所等が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び鈴鹿市税条例（昭和25年鈴鹿市条例第77号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、書類は、鈴鹿市総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者からの申出があれば交付する。

令和8年6月23日

鈴鹿市長 末松 則子

1 送達すべき書類を特定するために必要な情報

市税の納付に関する書類

2 送達を受けるべき者の氏名

別紙のとおり

3 書類の送達があったものとみなす日

令和8年6月30日



